

## 新型コロナウイルス感染症まん延防止のための職員の勤務体制について

島田市職員の感染リスクを軽減し、市民サービスの継続体制を確保するため、次のような準備を進めてきました。

### 1 継続しなければならない業務の再チェック

業務継続の優先度を改めてチェックし、継続しなければならない市民サービス等の業務を限定し、それ以外の業務については、取扱いの方法を変更し対応できるもの、中断及び中止するものに整理している。

### 2 職員の感染リスクの軽減

職員間の接触機会の低減を図るため、多様な勤務形態等を組み合わせる。この取組によって、職員の接触機会を概ね5割程度削減することを目指す。

#### (1) 在宅勤務

- ・テレワーク専用端末の活用（保有台数 8台）
- ・各職員に配置しているパソコンをテレワークができるよう設定（160台程度）

#### (2) 時差勤務

午前5時00分から午後10時00分までの間で勤務時間を割り振ることができるようにするため、島田市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正した。

#### (3) 臨時サテライトオフィス環境の整備

通常の執務室以外の場所での業務を推奨するため、会議室等を臨時的サテライトオフィスとして利用できるよう市内LAN環境の装備等について、継続的に調整を進めている。

#### (4) 週休日の振替

週休日に職員の一部を出勤させ、週休日を振り替えることで平日の出勤者数を減らすよう所属長に指示した。

### <連絡先>

- ・人事課人材育成・任用担当 村上  
電話 36-7136  
内線 9230

- ・デジタルトランスフォーメーション推進課情報政策担当 太田  
電話 36-7133  
内線 2330